

## 豊山町特別職報酬等審議会 議事録

日 時	平成25年2月7日(木) 午後2時から午後2時40分まで			
場 所	豊山町役場4階 委員会室			
出席者		氏 名	氏 名	氏 名
	委 員	安 藤 茂 市	岡 島 敬 司	奥 村 俊 夫
		河 村 君 枝	小 坂 芳 則	白 倉 栄 子
		服 部 正 治	細 野 清	宮 崎 博 也
	事務局	鈴木 幸育(町長)	近藤 鎮彦(総務部長)	小川 徹也(総務課長)
林 真吾(総務・防災係 主査)		佐藤 美樹(総務・防災係 主事)		
欠 席 者	加藤 昭博			
発 言 者	議 事			
総務課長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>定刻より若干早いですが、皆さんお揃いのようなので、ただ今から、豊山町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しいなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日、司会を務めさせていただきます、総務課長の小川徹也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、初会合となりますので、ただ今から、委員の皆様へ、辞令の交付を行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>辞令交付につきましては、町長が自席に参りますので、順次お受け取りいただきますようお願いいたします。</p>			
	(辞令伝達)			
総務課長	<p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順にご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>安藤茂市様、岡島敬司様、奥村俊夫様、河村君枝様、小坂芳則様、白倉栄子様、服部正治様、細野清様、宮崎博也様。</p> <p>次に、町側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。近藤総務部長、林主査、佐藤主事。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで町長からごあいさつを申し上げます。</p>			
町 長	<p>皆様、こんにちは。今年は非常に寒い日が続いております。私も風邪を引いてしまい、大変お恥ずかしい限りです。</p> <p>さて、平素は、町行政推進につきましてご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p>			

	<p>特別職報酬等審議会につきましては、後ほど担当からご説明いたしますが、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に準じて給与を決定します。</p> <p>これに伴い、昨年度の報酬審議会の答申に基づきまして、平成24年4月1日から報酬等の減額を行っております。</p> <p>本日の諮問内容につきましては、人事院勧告の一般職における給与改定率、近隣市町の改定状況等や、本町における過去の改定状況を踏まえまして、現行と同額とする案とさせていただきます。</p> <p>この諮問案に対しまして、委員の皆様から、忌憚のないご意見を頂戴いただき、最終的な答申をいただきたいと思いますと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分にご検討いただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、机に用意させていただきました本日の次第が1枚、委員名簿が1枚、事前にお渡ししました資料といたしまして、審議会条例1枚、それから両面刷りになっておりますが、資料1から4をまとめたものが1部となっておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>落丁等、万一不足しているものがありましたら、その場でお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、担当の方から、審議会条例の概要等について説明をさせていただきます。</p>
<p>総務・防災係主査</p>	<p>それでは、お配りしております豊山町特別職報酬等審議会条例をご覧ください。</p> <p>まず、第1条の内容につきましては、議員報酬を始め、町長、副町長の給与を審議するため、本審議会を置くものでございます。</p> <p>第2条につきましては、その内容として議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条では、委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議会が終了しましたら解任、ということになります。</p> <p>第4条以下につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議につきましては、守秘義務がございますので、他言はご遠慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>

総務課長	<p>次に、議題に入ります。</p> <p>ただ今ご説明しましたように、豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>ただ今の出席委員数は10名中9名の出席ですので、会議は成立しておりますことを、ここに報告させていただきます。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと思っております。</p> <p>会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員より推薦をお願いしたいと思っておりますが、どなたかございますでしょうか。</p>
A 委員	B委員にお願いできたらと思っております。
総務課長	ただ今、B委員を会長に、という声が挙がりましたが、皆様いかがでしょうか。
	(異議なしの声)
総務課長	<p>「異議なし」との声をいただきましたので、B委員さんに会長をお願いしたいと思います。</p> <p>B委員につきましては、会長席に移動をお願いします。</p> <p>(B委員が会長席に着席)</p> <p>それでは、誠に恐縮ですが、会長からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今、ご紹介いただきました、〇〇 〇〇と申します。</p> <p>この審議会には、何度か出させていただきまして、今回も、同じメンバーの方がお見えになります。</p> <p>あまり、何回も同じメンバーではいかがかとは思いますが、会長の命を受けましたので、本審議会を進めるうえで、皆様のご協力を得ることをよろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長から〇〇会長に特別職の報酬等の額の改定につきまして、諮問書をお渡しいたします。</p>
	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡す。</p> <p>その後、事務局から各委員に諮問書の写しを配布する。)</p>
総務課長	それでは、お手元にお配りしました諮問案について、担当の林から説明をさせていただきます。
総務・防災係主査	<p>それでは、ただいまお配りしました諮問案についてご説明いたします。</p> <p>今回の諮問案につきましては、次の3点に基づき決定いたしました。</p> <p>まず1点目ですが、人事院勧告に伴う給与改定率でございます。</p>

	<p>平成24年度における人事院勧告の給与改定率は0パーセントでございました。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目につきましては、近隣自治体における額の改定状況でございます。北名古屋市をはじめ、7市町に対して、額の改定状況を確認しました。その結果、いずれも改定を行わないとのことでした。</p> <p>3点目につきましては、過去の改定状況でございます。</p> <p>平成24年度の審議会では、町長、副町長、議長、副議長、議員の報酬等について、額の改定を行う内容の答申をいただきました。</p> <p>これを踏まえ、平成24年4月1日から額の改定を行っております。</p> <p>以上3点から、今年度につきましては、現行と同額とする諮問案とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
総務課長	<p>ここで、町長は一時退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(町長退席)</p> <p>それでは、報酬等について審議をお願いいたします。</p> <p>議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、ただ今から議事を進行させていただきます。</p> <p>まずは、資料1から4までの概要につきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
総務・防災係主査	<p>それでは資料の説明をいたします。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。資料1につきましては、一般職給料改定率に基づく昨年度の改定状況に関する資料でございます。</p> <p>昨年度は、過去3年間、平成21、22、23年度の人事院勧告における一般職の給与改定率の合計を用いて参考月額を算出し、それに相当する額の改定を行い、平成24年4月1日から適用しています。</p> <p>具体的な金額につきましては、表の下段にあります現行の月額に対して、3ヵ年分の改定率を乗じて参考月額を算出し、同じく表下段の一番右にあります、実際の改定額を求めています。</p> <p>こちらにあります給与改定率△0.5%につきましては、民間給与と国家公務員全体との格差に基づく改定率とは別で、あくまで国家公務員のうち一般職の職員と民間給与との格差に基づく改定率ですので、ご注意願います。</p> <p>先にお配りした資料では、昨年度の改定において、平成21、22、23年度の給与改定率を用いず、額を改定したように見えたので、前回の改定内容が明確に分かるよう、資料を修正しております。</p>

<p>総務・防 災係主査</p>	<p>なお、減額後の現在の金額につきましては、町長が829,000円、副町長が685,000円、議長が377,000円、副議長が302,000円、議員が282,000円となっております。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>資料2につきましては、平成3年10月1日適用からの特別職、議員の改定額の一覧表となっております。</p> <p>直近の改定実績は、平成24年4月1日となっております。</p> <p>なお、改定率につきましては、直近の改定額と比較した率となっております。</p> <p>続きまして、資料3をご覧ください。</p> <p>尾張管内には、豊山町を始めとして、扶桑町まで4町ございます。</p> <p>それら4町の平成24年4月1日現在における特別職、議員の給料月額、報酬月額、議員定数、人口、行政面積の一覧です。</p> <p>比較の結果、町長の給料月額は、最大900,000円から最小829,000円となっており、71,000円の差がございます。</p> <p>豊山町が、最小の829,000円となっております。</p> <p>なお、副町長では31,000円、議長では37,000円、副議長では32,000円、議員では24,000円の差がございます。</p> <p>最後になりますが、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の年収額の一覧となっております。</p> <p>今年度の人事院勧告において、期末手当の期間率は一般職、特別職とも据え置きとなりました。</p> <p>この結果を受け、本町におきましても一般職、特別職ともに期末手当の期間率を据え置いております。</p> <p>以上、簡単でございますが、資料1から4の説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま事務局のほうから説明がございました。</p> <p>これから皆様に審議をしていただきたいと思いますので、ご質問、ご意見がある方につきましては、挙手をしていただき、発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>事務局から説明もありましたが、昨年度の審議会で、過去3年間の給与改定率を用いて減額を行っております。</p> <p>その点も踏まえ、何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。A委員、いかがでしょうか。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>特に質問等はございませんが、ご説明いただいたように、過去の給与改定率を踏まえ、昨年度に額の改定を行っておりますので、諮問案は妥当ではないかと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>C委員、いかがでしょうか。</p>

C 委員	<p>確認の意味でお聞きします。</p> <p>先ほどの説明の中で、人事院勧告は0パーセントということですが、最近、県の方で給与を減額する動きがあるようです。</p> <p>給与の減額は、県との動き、人事院勧告との動き、ひいては市町村との動きと、ある程度の調整を行ったうえで、行われるものなのでしょうか。</p> <p>そこのところをお尋ねしたいと思います。</p>
会 長	<p>県でも市町村でも、人事院勧告とは別に、例えば市長が選挙の際に、報酬等の減額を公約に掲げたりします。</p> <p>そのあたりの独自の減額について、調整を行っているものなのかというご質問でよろしいですね。</p> <p>では、事務局より。</p>
総務部長	<p>県の場合、県税収入の減少による歳入不足を賄うため、独自で給与の減額を行っています。</p> <p>県は、人事院勧告とは別に、県人事委員会による人事委員会勧告により、民間との給与格差を独自で調査し、給与の改定を行います。</p> <p>市町村につきましては、(名古屋市を除き)人事委員会がありませんので、国の人事院勧告に基づき、給与の改定を行っています。</p> <p>先ほど、会長からもお話があったとおり、例えば選挙の際、首長さんが独自で給与の減額を行う場合もございますが、基本的には人事院勧告に基づき、給与の減額を行っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。C委員よろしいでしょうか。</p>
C 委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>D委員、いかがでしょうか。</p>
D 委員	<p>今回の人事院勧告は、給与の改定がないということで、今回の諮問案どおり現行と同額でよいと思います。特に意見はございません。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。E委員、いかがでしょうか。</p>
E 委員	<p>私の方も、特別意見はございません。</p>
会 長	<p>では、F委員。</p>
F 委員	<p>人事院勧告だけでなく、近隣の状況や過去の状況を踏まえて判断されたということで、特に問題ないと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。G委員。</p>
G 委員	<p>皆さんがおっしゃるとおり、人事院勧告に沿った流れで、現行どおりという内容については、問題ないと思います。</p> <p>1点、ご質問があります。</p> <p>期末手当の支給月数が2.95月となっているのですが、こちらの取り決めというのは、どのように決まっているのでしょうか。</p> <p>例えば、人事院勧告で、給与を下げれば期末手当を上げるなど、そのような調整を行っているものなのでしょうか。</p>

会 長	期末手当の支給月数の決め方に関する質問でよろしかったでしょうか。 では事務局より。
総務部長	期末手当の支給月数の決め方については、担当から詳細を報告します。
総務・防 災係主査	人事院勧告で出される内容につきましては、民間給与と国家公務員との 賃金を比較しまして、給与改定率を決定します。 期末手当につきましても、民間給与の支給月数と国家公務員の期末手当 を比較して決定しております。 人事院勧告では、給与の改定、期末手当の改定、給与その他に関する内 容と、主に、大きく3点についての勧告が行われます。 なお、平成24年度の人事院勧告において、期末手当の支給月数につ きましましては、給与と同様、改定なしという結果でした。
会 長	ありがとうございました。 H委員、いかがでしょうか。
H 委 員	人事院勧告の内容に沿って改定内容を決めているということで、問題な いでしょう。
会 長	では、I委員、いかがでしょうか。
I 委 員	いま、資料を見させていただきまして、特に問題ないのではないでしょ うか。
会 長	今、各委員の皆様からご意見をいただきまして、町長からいただいた諮 問案で特に問題がないという意見が多いようです。 諮問案に問題がなければ、現行と同額という内容で審議会の答申としま いと思いたいますが、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
会 長	ありがとうございます。 それでは、先程、町長からの諮問に対して、当審議会として答申書をお 渡ししますので、事務局の方で準備をお願いいたします。 5分ほどお待ちください。
	(事務局 答申書の作成)
	(町長再出席)
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対して、豊山町特別職報酬等 審議会の答申書をお渡しします。
	(答申書を朗読し、町長に手渡す。事務局から各委員に写しを配布する。)
会 長	それでは、議題の中の「その他」に入りたいと思います。 事務局、何かありましたらお願いします。
総務部長	特にございません。
会 長	委員の皆様、何かございますでしょうか。
	(特になし)

会 長	<p>それでは、これで当審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を降りさせていただきます。</p> <p>皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>大変長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼の挨拶を申し上げます。</p>
町 長	<p>長時間にわたりまして、特別職報酬等の額の改定に関してご審議を賜りました。大変厚く御礼申し上げます。</p> <p>ただ今、諮問案どおりの内容で答申をいただき、ありがとうございました。</p> <p>町行政におきましては、諸問題が様々ございます。</p> <p>今後は、皆様のご協力を賜りまして、さらなる事業の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>それでは、これで解散とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>